

令和2年

10月

災害復興住宅融資を見直します

令和2年10月1日以後のお申し込み分から、災害復興住宅融資の融資限度額などを見直します。

1. 融資限度額および融資金利の見直し

融資額の内訳（建設資金、土地取得資金など）を廃止し、融資限度額および融資金利を一本化します。

2. 土地先行資金および中間資金の額の見直し（建設の場合のみ）

3. 団体信用生命保険の見直し

- ・団体信用生命保険（団信）の加入に必要な費用を融資金利に含めることとし、融資金利は、団信種類等に応じたものとします。
- ・毎月のご返済とは別に団信特約料をお支払いいただく必要はありません。
- ・身体障害保障を保障の対象とするなど、保障内容も充実します。

→ **詳しくは、裏面をご覧ください。**

（再申込みをされるお客さま）

- ・既にお申し込み済みの方が見直し後の内容をご希望される場合は、一旦お申込みをご辞退いただいた上で、改めてお申し込みいただきます（再申込み）。
なお、再申込みは、一定の期間までに行う必要があり、その期間は、建設、購入または補修により異なります。
- ・融資金利は、再申込み日現在のものが適用されます。
- ・再申込みをされた場合は、改めて審査を行います。その結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

借入申込書等の様式を変更します。

- ・令和2年10月1日から、借入申込書の様式を変更します。
- ・様式変更後の借入申込書をご希望の場合は、以下のお客さまコールセンターまでご連絡をお願いいたします。

令和2年9月中旬以降、順次お送りします。

<お問合せ先>



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話無料）

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。

※ 受付時間は、9:00～17:00です（祝日及び年末年始を除きます。）。

1. 融資限度額および融資金利の見直し

次のとおり、融資限度額を見直します。また、特例加算額を廃止し、融資金利を一本化します。

現行			
建設	基本 融資額	建設資金 ※ 1	1,680万円
		土地取得資金	970万円
		整地資金	450万円
	特例加算額（建設資金）		520万円
購入	基本融資額（購入資金）※ 1		2,650万円
	特例加算額（購入資金）		520万円
補修	基本 融資額	補修資金	740万円
		整地資金	450万円
		引方移転資金	
	特例加算額（補修資金）※ 2		230万円

※ 1 被災親族同居の場合は+640万円
※ 2 災害復興住宅融資（東日本大震災）の場合のみ

令和2年10月1日～		
建設※	土地取得あり(注)	3,700万円
	土地取得なし	2,700万円
購入※		3,700万円
補修		1,200万円

※ 被災親族同居の場合は+640万円

(注)「土地取得あり」とは、り災日後にお申込ご本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいいます。

2. 土地先行資金および中間資金の額の見直し（建設の場合のみ）

土地先行資金の額	中間資金の額
基本融資額（土地取得資金）の100%の額	基本融資額（建設資金）の60%又は80%の額※ 1

土地先行資金の額	中間資金の額
①又は②のいずれか低い額以内 ①土地取得額 ②融資予約額の80%の額	融資予約額の60%又は80%の額※ 2

※ 1 土地先行資金を利用していない場合は、基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）の100%の額の融資が可能

※ 2 土地先行資金を利用している場合は、次の額とします。
「融資予約額の60%または80%の額 - 土地先行資金の額」

3. 団体信用生命保険の見直し

(1) 当機構の団信には、「新機構団信」、「新機構団信（デュエット）」、「新3大疾病付機構団信」があり、ご加入される団体信用生命保険に応じ、融資金利は異なります。

※ 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険にご加入されない場合も、融資はご利用いただけます。
※ 毎月の融資金利は、前月末に機構ホームページ（www.jhf.go.jp）で公表します。

(2) 身体障害保障を保障の対象とするなど、保障内容も充実します。

現行（特約料方式）	
・機構団信 ・機構団信（デュエット）	高度障害保障
	死亡保障
・3大疾病付機構団信	3大疾病保障
	高度障害保障
	死亡保障

令和2年10月1日～	
・新機構団信 ・新機構団信（デュエット）	身体障害保障※1
	死亡保障
・新3大疾病付機構団信	介護保障※2
	3大疾病保障
	身体障害保障※1
	死亡保障

※ 1 身体障害者福祉法に定める1級又は2級の障害に該当している場合に、保険金の支払対象となります。
※ 2 公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定されたことなどの場合に、保険金の支払対象となります。